

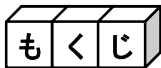
京都あぐい便い



亀岡市菅我部地区の彼岸花



近畿農政局京都支局
発行: 令和元年10月28日



- P1・・・10月30日は食品ロス削減の日です！
- P2・・・棚田地域振興法が施行されました！
- P3・・・薦池(こもいけ)大納言で地域振興☆株式会社KOMOIKEあずき(伊根町)
- P4・・・京都府農業の現状、近畿農政局京都支局からのお知らせ

10月30日は食品ロス削減の日です！

我が国において本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」は平成28年度には約643万トン発生しており、そのうち約352万トンが食品産業から発生したと推計されています。食品産業からの食品ロスには小売事業者からの廃棄も相当程度含まれており、これを削減するための取組が進められています。また、10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)により、10月が「食品ロス削減月間」となり、10月30日が「食品ロス削減の日」となりました。

農林水産省は、この機会をとらえ、小売事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組を後押しするため、全国の小売店舗で積極的に食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけました。

《詳細は、URLをご覧ください。》

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/191004.html>



【お問合せ先】

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室 03-6744-2066

棚田地域振興法が施行されました！

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等により、棚田が荒廃の危機に直面していることから、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とした「棚田地域振興法」（議員立法）が6月に成立し、8月16日に施行されました。

本法律に基づく財政上の措置として、指定棚田地域における協議会が行う棚田を核とした多様な活動に対し、関係府省庁の既存関連施策を活用し、総合的・優先的に支援を講じることとしています。

《農林水産省では、棚田地域振興関連施策について、以下の事項を拡充する予算を要求しています》

1 中山間地域等直接支払の拡充

- ①直接支払の対象地域に「指定棚田地域」を追加
- ②「指定棚田地域振興活動加算」の創設

2 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充

- ①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加
- ②優遇措置の対象に「認定棚田地域振興活動計画」を追加
- ③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充



3 補助率の嵩上げ・要件緩和

各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加

『補助率嵩上げ対象事業』

農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化、防災減災事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）

『要件緩和（面積要件等）対象事業』

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）、農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金

4 その他の優遇措置

- ①農山漁村振興交付金（地域活性化対策）の拡充
- ②農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の拡充



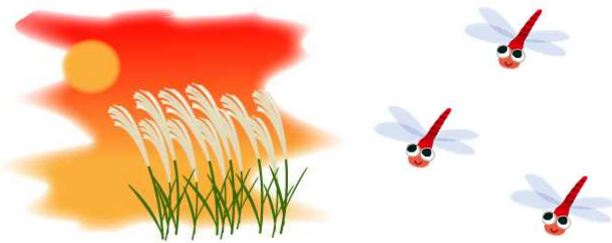
【棚田地域振興法】

詳細については、内閣府ホームページをご覧ください。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/index.html>

【お問合せ先】

近畿農政局京都支局 075-414-9015





薦池（こもいけ）大納言で地域振興☆ 株式会社KOMOIKEあずき（伊根町）



皆さんは、「薦池大納言」という小豆をご存じですか。

伊根町薦池地区で採種した種子により伊根町内で生産したものを薦池大納言と呼ぶこととされており、通常の小豆より大きいサイズに成長するのです。

株式会社KOMOIKEあずきでは、薦池地区の農地を借りて種子を生産し、伊根町内の生産農家に販売されています。

生産農家が収穫したものを買い取り、小豆として販売するほか、細長く、煮崩れしなくて香りが高いといった特徴を生かして、洋菓子等にも加工されています。

洋菓子等は、自社で運営するイタリア料理店や道の駅等で販売されており、そこから出た利益については、生産農家にも一部還元することで、地域振興に繋げておられます。



山間部では人手が少ないため、同社を含めた地元の3団体共同で、ドローンを使用した薬剤散布等の委託作業を実施されており、農業者の負担軽減に努められています。

ドローンの操作は伊根町の若手農業者4人が担っており、貴重な副業収入になっているそうですが、今後に向けて自分達の農業の効率化にも繋げて欲しいという期待を持っておられます。



京都府農業の現状

京都府の令和元年産の水田における作付状況(令和元年9月15日現在)

地域農業 再生協議会	主食用米			備蓄米	戦略作物										
	①	【参考】			加工用米	新規需要米					麦	大豆	飼料作物	そば	なたね
		前年産 (30年産) ②	増減 ①-②			飼料用米	WCS 稲発酵 粗飼料用米	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	その他					
京都市	863	886	▲ 23	-	1	8	-	0	-	-	0	1	-	1	-
京北	276	282	▲ 5	-	18	-	-	-	-	-	-	9	-	2	-
向日市	64	66	▲ 1	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長岡京市	68	71	▲ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大山崎町	9	9	▲ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇治市	160	162	▲ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-
城陽市	167	164	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八幡市	213	212	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
京田辺市	333	337	▲ 5	-	-	1	-	0	-	-	-	0	-	-	-
久御山町	205	209	▲ 4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
井手町	59	60	▲ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
宇治田原町	88	92	▲ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木津川市	454	461	▲ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠置町	15	15	▲ 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和束町	68	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精華町	192	206	▲ 15	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
南山城村	69	73	▲ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亀岡	1,385	1,387	▲ 2	-	18	7	5	-	-	-	92	8	1	1	-
南丹市	1,446	1,443	3	-	36	11	29	1	3	-	34	66	4	11	-
京丹波町	669	683	▲ 14	-	38	8	25	-	-	-	0	53	1	34	-
福知山市	1,397	1,452	▲ 55	-	76	37	14	3	-	-	66	19	19	34	-
舞鶴市	562	577	▲ 15	-	24	10	10	-	-	-	-	0	1	1	-
綾部市	1,249	1,271	▲ 22	-	43	5	22	1	6	-	38	10	11	2	-
宮津市	316	324	▲ 8	-	6	-	-	0	-	-	-	1	-	0	-
京丹後市	2,356	2,352	5	-	205	12	9	-	-	-	-	41	15	3	-
与謝野町	616	617	▲ 1	-	45	-	-	1	10	-	-	17	-	0	-
伊根町	106	107	▲ 1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	17	-

※1 主食用米は地域農業再生協議会が把握した面積で、合計値は統計部公表の都道府県別の主食用米面積と異なる場合がある。
 ※2 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。
 ※3 麦、大豆、飼料作物、そば、なたねは地域農業再生協議会が把握した基幹作の面積で、都道府県別の経営所得安定対策加入申請面積と異なる場合がある。

～近畿農政局京都支局からのお知らせ～

藤袴(ふじばかま)は、キク科の多年草で、万葉集に詠まれた秋の七草の一つです。花は藤色がかかった白で、平安時代から河原や野辺に咲く山野草として親しまれてきました。乾燥させた藤袴は香料としても用いられ、往時の女性達は藤袴を香袋に入れ、十二単にしのばせていたようです。万葉集など日本の古典に多く登場する植物ですが、環境の変化で減り続け、今や絶滅危惧種になっています。



護王神社の藤袴(京都市上京区)



© 2019 農林水産省

「あふてらす」は、農業・林業・漁業、その加工・販売に興味がある方、これからはじめたい方向けの情報を発信しています。

http://www.maff.go.jp/j/aff_terrace/



お問合せ先: 近畿農政局京都支局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-414-9015 FAX: 075-414-9057

ホームページ: <http://www.maff.go.jp/kinki/tiiki/kyoto/index.html>

